

# よくある質問

No.	質問	回答
1	物品・サービス部門をクリックしてもファイルが開かず、情報を見ることができない。	応募要領及び申請書等のファイルはPDFファイルで作成されています。 PDFファイルを見るためには「Adobe Acrobat Reader」が必要です。 なお、「Adobe Acrobat Reader」はページ画面の下にあるアイコンから入手することができます。なお、申請書等の様式につきましては、ワード（エクセル）ファイルも掲載しています。
2	ファイルは開くが、印刷面が真っ黒になるなど、完全にプリントアウトすることができない。	ダウンロード側のパソコン環境に関する対応は一切できません。 なお、どうしてもダウンロードできない場合は、執務時間内（正午から午後1時を除く）に、財務室契約担当で貸与する申請書原本を市役所1階行政情報センターで有料コピー（1枚10円）することができます。
3	明石市と明石市水道局に申請したいが、それぞれに提出が必要か。	明石市と明石市水道局を一括して受け付けしますので、財務室契約担当に郵送で1部提出してください。
4	申請書類には、フラットファイルや綴じ紐が必要か。	フラットファイル等は必要ありません。申請書類は、「申請書類一覧表」の番号順に重ねて返信用封筒（84円切手を貼付した「長3封筒」とともに「角2封筒」（A4が折らずに入るサイズの封筒）に入れて郵送してください。
5	各証明書は原本が必要か。	複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。なお、今回必要とする証明書は令和4年11月1日以降に発行されたものに限りです。
6	申請書受付票の返送が審査終了後であるため、受付期間中に市へ確実に到達したか確認することができない。	大量の申請書類を順次処理しているため、書類到達に関するお問い合わせには一切対応することができません。 つきましては、確実な到達の担保をご希望される方は、書留郵便等をご利用ください。
7	申請書を郵送ではなく宅配便で送付してよいか。	応募要領の「提出方法」において指示する形式で整理された「角2封筒」が梱包されていれば、宅配便での提出を認めます。
8	非課税または消費税免税事業者の場合、納税証明書関係の提出は不要か。	国税（法人税・申告所得税・消費税関連）と、更に市内事業者にあつては市税に未納がないことを確認させていただきますので、必ず「申請書類一覧表」において指示する証明書の提出が必要です。
9	納期が到来した市税を金融機関で納付したが、「明石市税完納証明書」はすぐに市民税課窓口で発行してもらえるのか。	納付後間もなく完納証明書を申請される場合には、必ず領収日付印の押印された領収書等の原本をご持参のうえ、市民税課窓口でその旨をお申し出ください。
10	様式物品3（ページ番号物19）の「資格者一覧表」はどのように記載すればよいか。	登録希望業種に関連する資格を有する従業員について、その資格ごとに延べ人数を記載してください。また、様式中に該当資格がない場合にあっては、余白部分（40番以降）に記入することができます。 なお、該当がない場合にあっては、提出は不要です。
11	様式物品2-3（ページ番号物11）の一番下の欄の「技術職員」、「事務職員」はどのように記載すればよいか。	「技術職員」と「事務職員」については、貴社の全社員数（常時従業員数※役員含む）を技術系と事務系に振り分けて記載してください。なお、振り分けについては、御社のご判断をお願いします。
12	物品の製造・売買の部に登録申請する場合、様式物品6（ページ番号物23）「社会保険等加入状況申告書兼誓約書」を提出するのか。	物品の製造・売買の部のみで登録を申請し、サービス業務の部で登録を申請しない方は、提出不要です。
13	社会保険等に加入義務がない場合、様式物品6（ページ番号物23）「社会保険等加入状況申告書兼誓約書」を提出するのか。	サービス業務の部で登録を申請する方は、「加入義務なし」にチェックをして、提出してください。

# 提出時のチェック事項

No.	チェック事項
1	<input type="checkbox"/> 提出方法に不備はないか。(宛名ラベルの貼り忘れ、市内・市外を赤色で○をつけているか等)
2	<input type="checkbox"/> 会社住所、会社名を記載し、84円切手を貼付した長3封筒が同封されているか。(受付票の返送用です。)
3	<input type="checkbox"/> 国税関連の納税証明書の様式はあっているか。(税額の証明書は不可)
4	<input type="checkbox"/> 証明書の発行年月日が古くないか。(今回は令和4年11月1日以降の発行日のものに限る。)
5	<input type="checkbox"/> 様式物品2-1申請書(ページ番号物6)左下に使用印が押印されているか。または、不適切な印が押印されていないか。
6	<input type="checkbox"/> 様式物品2-1申請書(ページ番号物6)右下の営業担当者欄に記入されているか。(明石市との契約等に関して連絡窓口となる担当者名を必ず記入してください。)
7	<input type="checkbox"/> 様式物品4-1事業所確認書(ページ番号物20:市内・準市内業者のみ提出)において、市内施設が賃借である場合には、賃貸借契約書の写しが添付されているか。
8	<input type="checkbox"/> 様式物品2-3(ページ番号物11)、営業年数ほか5項目が記載されているか。
9	<input type="checkbox"/> 様式物品6社会保険等加入状況申告書兼誓約書(ページ番号物23:サービス部門希望者のみ提出)において、「加入」にチェックした場合は、チェックした「確認・添付書類」の写しが添付されているか。